

第2号様式

鹿児島県警察における横領被害に係る証明事務取扱い要領について（概要）

（令和2年12月18日 鹿捜二第125号）

本通達は、鹿児島県警察における横領被害に係る証明事務の取扱い要領について定めたものである。

本通達の主な内容は

- 趣旨
- 願出者
- 願出理由
- 証明事項
- 願出手続
- 証明事務の手続

等である。